

利用者各位

札幌市子ども未来局長

緊急事態宣言の発令に伴う児童会館等の各事業の取扱いについて

日頃より、本市の子ども関連施策に対し、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、北海道に対し、緊急事態宣言が発令されたことを受けて、児童会館・ミニ児童会館（以下、「児童会館等」という。）では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、下記のとおり、児童クラブ以外の事業を当面の間、休止することといたしました。
利用者の皆様には大変ご不便とご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 児童会館等の各事業の取扱いについて

感染拡大防止の観点から、児童クラブのみ実施することとし、自由来館・子育てサロン・ふりーたいむ・占用利用については、休止とします（占用利用については、新規予約の受付停止を継続します）。

なお、子育てサロンについては、電話での相談業務は継続します。

2 対象期間について

今回休止対象とした事業のうち、自由来館については、周知期間等を考慮し、9月1日（水）からの休止とします。

その他の事業については、8月27日（金）から休止します（既に休止している事業については、休止を継続することとなります）。

なお、各事業の再開時期については、緊急事態宣言の対象期間や市内の感染状況等を踏まえ、段階的な再開も含めて検討のうえ、別途ホームページ等でお知らせします。

【担当】 子ども未来局子ども育成部子ども企画課放課後児童係（TEL011-211-2989）